

I 契約取消もしくは契約無効確認請求関係

【事案 I - 1】 共済契約関係者変更手続きの有効性

・ 平成 24 年 12 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は元妻名義の終身共済の契約者を申立人に変更する手続きをして、受理されて完了していたが、その後、被共済者である元妻の同意に疑義が生じたことから共済団体は必要な調査を行い、契約者変更は被共済者である元妻の同意を得ていたとは考えられず契約者変更の手続きは無効と判断し、解約には応じられないとしたことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は申立人を契約者として認め、解約に応じること、との判断を求める。

- (1) 平成 24 年 2 月、申立人は共済団体に終身共済の解約を電話で申し出たが、被共済者から契約者変更に対しての異議があるとのことで受け付けを拒否された。
- (2) 共済団体の委託した外部機関による調査の結果として、共済団体は長期共済関係者変更通知書の共済契約者または年金受取人氏名欄および被共済者の同意欄に元妻の承諾を得ず申立人が記入したことを認めたことから長期共済関係者変更は無効であるとのことであるが、申立人はこれを認めていない。無効の理由は、誤った事実により判断がなされたものであり、共済団体の判断の正否について判断いただきたい。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 平成 24 年 1 月に共済掛金引落口座を元妻の父から元妻に変更したい旨の相談があったが、平成 22 年 9 月に契約者は申立人へ変更されており、共済契約者からの申込みのみ可能であることから受付できない旨の説明をした。その後、元妻より共済契約者変更の手続きをした覚えは無い旨の申し立てがあり被共済者の同意の有無に疑義が生じた。
- (2) 電話にて申立人に聴取したところ、被共済者から変更手続きの了承を得ており、変更通知書は別人に記入してもらったと述べている。しかし元妻の被共済者に面談確認を行なった際には、関係者変更通知に記入押印はしておらず、筆跡は自らの字ではないこと、被共済者としての同意

はしていないこと、現在通院中であることから契約を継続したいこと、解約の意思はないこと、申立人とは平成22年4月より別居中であり契約者変更に関する話はしていないことを主張していた。このようなことから被共済者の同意についての疑義が払拭できず、解約申し込みにかかる事務手続きは留保した。

- (3) 共済団体が委託した外部機関の調査報告書では、申立人は関係者変更通知書の共済契約者、被共済者のサインおよび押印をした事実を認めており、被共済者は自署、押印はしておらず被共済者として契約者を申立人とする同意はしていない。また、申立人が被共済者から契約者変更にかかる手続き依頼(同意)を受けたと主張するメールは、当該契約の特定に至らず、かつ、メール送信者が被共済者という明確な証拠とは認められないとしている。

よって、被共済者が同意を認めていないこと、関係者変更通知書の記載が被共済者本人のものではないこと、関係者変更の通知時期が別居中であり契約者変更をすることが不自然であることから平成22年9月の長期共済関係者変更通知は、被共済者の同意は無効であると考えるのが妥当であり、共済契約者は被共済者であると判断する。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、下記理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件終身共済約款第23条は(1)において、共済契約者の変更について「共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、共済契約上の一切の権利義務を他人に承継させることができます。」と定めており、契約者の変更とは契約上の一切の権利義務を他人に承継させる効果をもつとされることから、共済契約者の変更の法的性質は、契約上の地位の移転であると解される。

民法には、契約上の地位の移転についての直接的規定はないが、契約上の地位の譲渡人(被共済者)、原契約当事者の相手方(被申立人)、契約上の地位の譲受人(申立人)の三者間の合意によって成立するのが原則であると解されている。

本件約款では、上記の通りの規程とはなっていないが、「共済契約者は・・・一切の権利義務を他人に承継させることができる」との文言から、共済契約上の地位が申立人に移転し契約者たる地位を取得するには、元妻の被共済者に本件契約上の地位を申立人に移転する意思が存在していたことが、契約者変更が有効になされたか否かを左右する。

共済団体は、被共済者に面接した上でこのような意思がなかったとの陳述を得たと主張し、また、第三者の外部機関に調査を依頼し、同様の結論を得たと主張する。それらは被共済者本人が自らその意思がなかったことを当審議会に対して直接に証明するものではないが、とくに、申立人も同意して行われたとされる外部機関の「調査報告書」は、被共済者が変更手続に同意していたものではないと評価できる内容である。

- (2) 申立人は、被共済者が契約者変更に同意していた証拠として、被共済者から申立人宛の携帯電話のメールの存在を主張するが、「保険手続きをお願いします。」とあるのみでは、何の保険か、何の手続きかも明らかではなく、契約者変更に同意していた証拠とは認めがたい。

申立人は、自己が契約者となった旨の証拠として、平成23年分の課税所得控除共済掛金払込証明書に契約者欄が申立人となっていることをあげるが、平成22年9月に契約者変更手続がなされており、その後は、システム上自動的に申立人に送付されるようになっていたのだから証拠とはなりえない。

- (3) 申立人は、「申立人は当初より、被共済者のサインについては、被共済者本人または、申立人による代筆であると主張してきた」としているが、「代筆」の意味を以下のとおり考える。

- ① 共済契約者の変更は、譲渡人は契約者たる地位を失うという法律効果をもたらす行為であり、有効であるためには行為者本人にその意思が存在し、本人によって当該の行為がなされたことが原則である。例外は、代理人行為であるが、有効であるためには代理権が存在し、代理人によってなされたことの表示(顕名)が必要である。さらなる例外として署名の代理があるが、有効であるためには代理権のある者によってなされたという客観的事情がなければならず、本人が何らかの事情によって署名できない等である。
- ② 被共済者は、契約者変更書類に署名押印する際に、このような事情が存在したとは認められず、申立人が「代筆」をしたかもしれないと認めていることは、被共済者の変更の意思表示はなかったものと推認される。